

# ふれあいサービス契約書



契約番号：\_\_\_\_\_

# ふれあいサービス契約書

利用者\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という）と株式会社ツクイ（以下「事業者」という）は 介護保険等保険適用外の介護サービスの提供について、次のとおり契約を締結いたします。

## 第1条（サービスの目的）

事業者は、この契約に従い、利用者がその居宅等において自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供することにより、利用者の日常生活の便宜及び介護する方への負担の軽減を図ります。

## 第2条（サービスの内容・範囲）

1. サービスの内容については別紙記載のとおりとします。
2. 事業者は、利用者の居宅等へ訪問して、心身・生活状況等を調査し、利用者との協議してサービス内容を決定します。ただし、医療行為・看護行為・現金・有価証券等その他貴重品の預かり及び法律行為の代理行為をサービス内容に含めることはできません。
3. 事業者は、利用者の体調等、サービスの提供にあたり必要な事項について確認したうえでサービスを実施するものとします。
4. 事業者は、サービスの提供に際して緊急時の連絡先や主治医の連絡先を確認します。

## 第3条（サービス提供の記録）

事業者は、利用者に対するサービスの実施について記録を作成し、サービス実施終了ごとに、利用者による確認を受けるものとします。

## 第4条（サービス利用料金）

1. 提供するサービス利用料金は別紙の表示のとおりです。
2. 事業者は、サービス利用料金を改定することがあります。改定にあたっては、事業者は利用者に事前に通知するものとします。改定にあたっては、事業者は利用者に事前に通知するものとします。
3. 利用者は、原則として提供を受けたサービスの利用料金を、1ヵ月ごとにまとめて事業者が発行した請求書に基づいて、利用月の翌月26日若しくは、27日

に利用者が指定する金融機関口座から「口座振替」により支払うものとし  
ます。(銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日の引落になります。) 現金支払の  
場合は、請求書に基づいて、翌月 26 日までに支払うものとし  
ます。若しくは、サービスの提供を受けた都度、サービスの利用料金を支払うものとし  
ます。

4. 事業者は、サービス利用料金の支払いを受けたときは領収証を発行します。

#### 第 5 条 (利用の変更・中止)

1. 利用者がサービスの利用を変更する場合には、サービス実施日の前日までにサ  
ービス提供事業所に連絡するものとし  
ます。ただし、この変更に関わる手数料  
は発生しません。
2. 利用者がサービスの利用を中止する場合には、利用を中止 (以下「キャンセ  
ル」という) した時期に応じて、事業者に対し、別紙に記載したキャンセル料  
を支払うものとし  
ます。

#### 第 6 条 (契約期間・更新)

本契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間とします。ただし、契約期間満了ま  
でに、利用者及び事業者双方が契約終了の申し入れをしない場合には、本契約は  
契約満了日から 1 年間を契約期間として、同一の内容で更新されるものとし、そ  
の後も同様とします。

#### 第 7 条 (途中解約)

利用者は、本契約に定める介護サービスが不要となった場合には、契約の有効期  
間中であっても、解約することができます。この場合には、利用者は中途解約を  
希望する日の 3 日前までに、事業者へ通知するものとし  
ます。ただし、利用者の  
緊急な入院・死亡等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合に  
は、事前の通知がなくても解約することができます。

#### 第 8 条 (利用者の解除)

利用者は、事業者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には本契約を直ち  
に解除することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施せず、利用者の要請  
にもかかわらずこれを実施しようとし  
ない場合。
- ② 事業者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業者が利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を  
行なうなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

- ④ 事業者が破産した場合。

#### 第9条（事業者の契約解除）

事業者は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には本契約を直ちに解除することができます。

- ① 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヵ月分以上滞納し、1ヵ月以上の期間を設けて、事業者が催告したにもかかわらず、なお支払いがなされない場合。ただし、契約解除により利用者の生命・健康に支障がない場合に限る。
- ② 利用者が、事業者または事業者の従業員の生命・身体・財産・信用等を著しく傷つけ、もしくは著しい不信行為を行なうなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ③ 利用者が、事業者のサービス提供を拒み、または提供を困難にさせた場合。

#### 第10条（損害賠償）

事業者は、利用者に対するサービスの提供中、事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、利用者に対して損害を賠償いたします。ただし、事業者および事業者の従業員の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

#### 第11条（秘密保持）

- 1. 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た、利用者に関する個人情報について、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある等正当な理由が存在する場合を除いて、契約期間中及び契約終了後も、第三者に開示しません。
- 2. 事業者は、事業者の従業員が退職した後も、在職中に知り得た契約者および利用者の個人情報を開示することがないように、必要な措置を講じます。

#### 第12条（苦情対応）

- 1. 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者に対して事業者の営業時間内に苦情を申し立てることができます。
- 2. 事業者は、苦情の申し立て又は相談があった場合には迅速・適切に対処し、苦情原因を調査・究明するとともにサービスの向上・改善に努めます。
- 3. 事業者は、利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として、何ら不利益な取り扱いをしません。

#### 第13条（禁止事項）

事業者の従業員は、サービス提供に当たって、次に該当する行為は行ないません。

- ① 利用者の金銭・預貯金通帳・有価証券その他貴重品の預かり。ただし、サービスとして行なう買い物等、少額の金銭取り扱いは行います。
- ② 契約者または利用者からの金銭、物品、飲食の授受。
- ③ 契約者または利用者に対して行なう宗教活動、政治活動その他迷惑行為。

#### 第 14 条（協議事項）

利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議のうえ、解決に努めるものいたします。

この契約を証するため本契約書二通を作成し、契約者・事業者各々が一通ずつ保有します。

年 月 日

(利用者)

住所

氏名

印

(事業者)

住所 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号  
株式会社ツクイ

氏名 代表取締役 高島 毅

印

## 個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次の記載するところにより、必要な範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1. 使用する目的

- ① 利用者へのサービス提供、各事業所の管理運営事務並びに介護保険適用外介護サービス提供に係る一切の業務のため。
- ② その他、上記に付帯関連する業務のため

上記利用目的の範囲に含まれる具体的な業務の例は、次の通りです。

- 利用者に当社介護保険適用外介護サービスを提供するため
- 利用者の当社施設の入退所等の管理のため
- 当社事業所の会計・経理のため
- 関係各機関への事故報告等に使用するため
- 利用者への当社介護保険適用外介護サービスの改善を図るため
- 医療機関・福祉関係機関・介護サービス事業者・介護支援専門員・保険者・地域包括支援センター等との連絡調整を図るため
- 医師・医療機関等に意見・助言等を求めるため
- 家族等へ利用者の心身の状況を説明するため
- 利用者負担金の支払い手続きを行うための、集金代行業者に情報を提供するため
- 賠償責任保険などに係る保険会社等への相談又は届出等をするため
- 当社介護保険適用外介護サービスを含む業務の維持・改善のためのアンケート調査及び基礎資料に用いるため
- 当社施設等を利用して行われる教育実習に協力するため
- 行政機関による指導・監査等に協力するため
- 第三者機関による当社介護サービスの評価・調査等に協力するため

#### 2. 使用する事業者の範囲

株式会社ツクイ・居宅介護支援事業者・介護サービス事業者・地域包括支援センター・主治医・医療機関・民生委員・集金代行業者とします。

#### 3. 使用する期間

ふれあいサービス契約の契約期間と同じ取り扱いとなります。

4. 条件

- ① 個人情報の提供は、必要な範囲内とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- ③ 個人情報保護法を遵守すること。

以上

年 月 日

(利用者)

住所

氏名

印

(事業者)

住所 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号  
株式会社ツクイ

氏名 代表取締役 高島 毅

印



## 【別紙】

### 訪問介護 料金表

#### 1. ワンケアプラス

介護保険・障害福祉サービスに引き続いて行う 15 分限定のサービスです。ご要望により、介護保険・障害福祉サービスの前に利用することもできます。

時間	基本料金
15 分未満	500 円 (税込み 550 円)

#### 2. ふれあいサービス

##### 【主なサービス内容】

起床介助・就寝介助・排泄介助・更衣介助・整容介助・身体清拭・入浴介助  
食事介助・体位交換・外出介助・通院介助・その他の介護・調理・掃除・洗濯  
衣類等の補修・買い物・その他の生活援助

時間	基本料金
30 分未満	1,500 円 (税込み 1,650 円)
30 分以上 45 分未満	2,250 円 (税込み 2,475 円)
45 分以上 1 時間未満	3,000 円 (税込み 3,300 円)
1 時間以上 1 時間 15 分未満	3,750 円 (税込み 4,125 円)
1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	4,500 円 (税込み 4,950 円)
1 時間 30 分以上 1 時間 45 分未満	5,250 円 (税込み 5,775 円)
1 時間 45 分以上 2 時間未満	6,000 円 (税込み 6,600 円)
以降 15 分毎	750 円 (税込み 825 円)

早朝 (6:00~8:00)	基本料金の 25%割増
夜間 (18:00~22:00)	基本料金の 25%割増
深夜 (22:00~6:00)	基本料金の 50%割増

- ※ ご自宅までの往復交通費は、料金に含まれます。ただし、ご自宅以外でサービスを提供する場合、交通費・車両使用料・駐車料金等、発生した費用については、実費をご負担いただきます。
- ※ 同時に 2 名のスタッフにてサービス提供を行う場合は、【上記基本料金×2】の金額となります。

3. キャンセル料

サービス利用日前日 17:30 以降のキャンセルは、\_\_\_\_\_ 円のキャンセル料を頂戴いたします。

※利用日を振り替えていただく場合は不要です。

(1ヶ月のサービス利用料金例)

サービス種類	1回あたりの利用料金	回数	利用料金
合計金額 (税抜き)			

(上記金額には、別途消費税がかかります)